

平成23年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程〔第3号〕

9月16日（金曜日）午前10時 開会

※開議宣告

- 日程第1 閉会中の継続審査申し出の件
（第61号議案及び第62号議案）
- 日程第2 第46号議案から第60号議案までに
について委員長報告
（質疑・討論・表決）
- 日程第3 第63号議案上程
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第4 意見書案第3号から意見書案第5号ま
で上程
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第5 議員派遣の件について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

- | | |
|------|---------|
| 1 番 | 土 谷 信 也 |
| 2 番 | 近 藤 紀 男 |
| 3 番 | 成 重 博 文 |
| 4 番 | 安 達 隆 |
| 5 番 | 山 田 秀 夫 |
| 6 番 | 松 本 博 彰 |
| 7 番 | 中山田 健 晴 |
| 8 番 | 河 野 徳 久 |
| 9 番 | 明 石 光 子 |
| 10 番 | 土 谷 力 |
| 11 番 | 村 上 和 人 |
| 12 番 | 鴛 海 政 幸 |
| 13 番 | 安 東 正 洋 |
| 14 番 | 北 崎 安 行 |
| 15 番 | 川 原 直 記 |
| 16 番 | 河 野 正 春 |
| 17 番 | 山 本 博 文 |
| 18 番 | 菅 健 雄 |
| 19 番 | 徳 永 浄 |
| 20 番 | 大 石 忠 昭 |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	安 藤 隆 治
主幹兼議事係長	清 水 栄 二
庶務係 長	次郎丸 浩 一
副 主 幹	岩 本 力

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長	
	奥 田 秀 穂
市参事兼総務課長	栗 原 茂 彦
市参事兼企画政策課長	宮 崎 敦 夫
市参事兼情報推進課長	中 嶋 栄 治
市参事兼財政課長	増 田 正 義
市参事兼農林振興課長	井 上 晃 一
市参事兼福祉事務所長	野 村 信 隆
市参事兼消防長	門 岡 博 通
市 民 課 長	谷 下 幸 二
保 険 年 金 課 長	佐 藤 清
子育て・健康推進課長	甲 斐 智 光
人権・同和对策課長	伊 東 文 夫
環 境 課 長	都 甲 賢 治
商 工 観 光 課 長	佐 藤 之 則
農 地 整 備 課 長	新 田 千 代 蔵
建 設 課 長	筒 井 正 之
都 市 建 築 課 長	河 野 義 雄
上 下 水 道 課 長	近 藤 博 人
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	渡 邊 和 幸
主幹兼総務法規係長	佐々木 真 治
秘 書 広 報 係 長	丸 山 野 幸 政

教育庁

教 育 長	河 野 潔
総 務 課 長	安 東 良 介
学 校 教 育 課 長	瀬 口 卓 士

○議長（村上和人君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（村上和人君） 日程第1、閉会中の継続審査申し出の件を議題といたします。

9月16日

決算審査特別委員長から、決算審査特別委員会において審査中の各決算認定議案について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

おはかりいたします。

お手元に配付してあります継続審査申し出の件の第61号議案及び第62号議案については、決算審査特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付してあります継続審査申し出の件の第61号議案及び第62号議案については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長(村上和人君) 日程第2、第46号議案から第60号議案までを一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長安達 隆君。

○総務委員長(安達 隆君) おはようございます。

総務委員長報告を行います。

去る9月9日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案6件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第46号議案、平成23年度豊後高田市一般会計補正予算(第3号)の内、本委員会に付託された部分ですが、今回の補正は、中心市街地活性化基本計画策定事業費、定住促進事業費、コミュニティ助成事業費、そば産地振興対策事業費、広域観光誘客促進事業費、地震・津波等被害防止対策事業費、緊急雇用創出事業費などが計上されています。

財源については、国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債等で措置されています。

補正額は、7,134万4,000円の増額で、補正後の予算総額は、144億7,822万8,000円となっています。

歳出予算の内容については、総務費では、定住促進を目指し、空き家バンクの登録物件の充実を図るため、改修費用等の補助を行う空き家改修事業費、結婚に対するセミナーや出会いの場の創出、サポート体制の構築などを行いながら結婚に対する機運の醸成を図る定住促進事業費、次期中心市街地活性化基本計画の策定に要する経費、電算システム共同利用のためのシステム構築等に係る委託料などが計上されています。

消防費では、東日本大震災を受け、沿岸部地域を中心に津波に対する避難誘導や住民啓発を図る海拔

表示板や避難所表示板の設置をはじめ、避難所における資機材の整備を図る地震・津波等被害防止対策事業費が計上されています。

次に、地方債の補正については、災害対策事業及び図書館建設事業について、所要の変更を行っています。

審査の結果、第46号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第48号議案、平成23年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計補正予算(第1号)は、家屋火災等に伴うケーブルネットワーク施設修繕費、デジタル対応セットトップボックス整備費等が計上されています。

財源については、基金繰入金、国庫支出金等で措置されています。

補正額は、2,158万1,000円の増額で、補正後の予算総額は、4億8,680万5,000円となっています。

第53号議案、豊後高田市特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、スポーツ振興法の全部改正によるスポーツ基本法の制定に伴い、所要の規定の整備を行っています。

第54号議案、豊後高田市ケーブルネットワーク施設条例及び豊後高田市有線テレビジョン放送番組審議会条例の一部改正については、放送法の一部改正による有線テレビジョン放送法の廃止に伴い、所要の規定の整備を行っています。

第55号議案、豊後高田市税条例等の一部改正については、地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行っています。

第56号議案、豊後高田市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正については、実人数、欠員状況等を考慮し、消防団員の定員を改めるとともに、60歳定年制を廃止し、高年齢で健康に活動できる消防団員を確保することにより、効率的で機能的な組織を構築するため、所要の規定の整備を行っています。

審査の結果、第48号議案及び第53号議案から第56号議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長(村上和人君) 社会文教委員長長明石光子君。

○社会文教委員長（明石光子君） おはようございます。

社会文教委員長報告を行います。

去る9月13日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案5件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第46号議案、平成23年度豊後高田市一般会計補正予算（第3号）の内、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、民生費では、真玉体育センターに障がい者用トイレ等を整備する障がい者対策臨時特例交付金事業費、出産前の夫婦に対し、出産や育児への不安解消のための講座を開催するプレママ・プレパパスクール事業費等が計上されています。

教育費では、全国・九州中学校体育大会に出場する費用の助成に要する経費が計上されています。

また、図書館建設事業において、今回、社会資本整備総合交付金が交付決定されたことに伴う財源更正が行われています。

次に、債務負担行為の補正については、火葬場悠久の杜指定管理料及び図書館システム構築業務委託料について、事業実施期間が複数年度となることから、所要の設定を行っています。

審査の結果、第46号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第47号議案、平成23年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、平成22年度国庫支出金・県支出金・支払基金交付金の精算償還金が計上されています。

財源については、繰越金で措置されています。

補正額は、2,830万8,000円の増額で、補正後の予算総額は、28億3,217万9,000円となっています。

第51号議案、工事請負契約の締結については、図書館建設建築主体工事の請負契約の締結について議決を求められるものです。

内容としては、契約金額が、4億7,628万円、契約の相手方が、株式会社都建設となっています。

第52号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市火葬場）は、施設の設置の目的を効果的に達成するため、当該施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の中で委員より、指定管理者の選定にあたっての応募団体数、応募団体名、得点結果、及びそれ

ぞれの団体が示した指定管理料について質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

応募団体数は4です。応募団体名は、株式会社心咲、悠久の杜管理運営グループ、株式会社香々地、北伸建設株式会社です。

得点結果は、第1位は北伸建設株式会社で76.2点、次点は70.8点、3位は59.3点、4位は48.7点でした。

それぞれの団体が示した指定管理料は、株式会社心咲が1,860万円、悠久の杜管理運営グループが1,780万110円、株式会社香々地が1,867万9,000円、北伸建設株式会社が1,730万円で、この金額が単年度の指定管理料となっています。

また、他の委員より、指定の期間が3年間となっているが、期限前に新たに公募するのか。それとも今回指定する業者がもう少し簡単に継続できる方法をとるのか。どういった方法で更新をしていくのか。という質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

3年後に今回指定する業者が希望すれば、2年間は延長できることになっている。この期間を過ぎれば、今回と同じように募集をかける予定である。

これに対し委員より、2年間の延長分の指定管理料は、今回の1,730万円でそのまま継続するのか。という質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

希望されても市がお断りすることも考えられます。1,730万円は、燃料費等の物価の上昇等がありますので、双方が確認しながら、経費が高騰した場合や、どうしてもこの金額でできないといった場合は、金額の変更もあり得ます。

第60号議案、豊後高田市スポーツ振興審議会条例の全部改正については、スポーツ振興法の全部改正によるスポーツ基本法の制定に伴い、所要の規定の整備が行われています。

以上審査の結果、第47号議案、第51号議案及び第52号議案、並びに第60号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（村上和人君） 産業建設委員長中山田健晴君。

○産業建設委員長（中山田健晴君） おはようござ

9月16日

います。

産業建設委員長報告を行います。

去る9月14日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案6件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第46号議案、平成23年度豊後高田市一般会計補正予算(第3号)の内、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、農林水産業費では、長崎鼻周辺の耕作放棄地の解消活動を支援する農地利活用推進事業費、本市産そばの品質向上に向けての調査研究等を行うそば産地振興対策事業費、そばの消費拡大に向け、新たな展開をめざすそば道場開設実験事業費などが計上されています。

商工費では、観光客の誘客促進を図るため、団体旅行用バスの費用助成や本市を經由地とする新たな運行路線の設置を行う広域観光誘客促進事業費及びスパランド真玉の設備改修に要する経費が計上されています。

審査の結果、第46号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第49号議案、市道路線の廃止について、及び第50号議案、市道路線の認定については、市道の新設等に伴う当該市道路線の廃止及び認定について、議決を求められるものです。

第57号議案、豊後高田市農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正については、大分県農業協同組合くにさき西部地域本部の組織名称の変更に伴い、協議会委員の任用基準について、所要の規定の整備を行っています。

第58号議案、豊後高田市簡易水道事業条例の一部改正については、地区によって額が異なる簡易水道事業の給水についての使用料の統一を行っています。

第59号議案、豊後高田市営住宅条例の一部改正については、市営住宅給水施設使用料について、簡易水道地域における料金体系との公平性を図るため、額の変更を行っています。

審査の結果、第49号議案及び第50号議案、並びに第57号議案から第59号議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長(村上和人君) 以上で、委員長の報告を終

わります。

これより、ただ今の委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) 日本共産党の大石であります。産業建設委員長に第58号議案、第59号議案について質疑をいたします。

いまの委員長報告では、この二つの議案については、ほんの一言述べただけであって、審議の内容が明らかではありませんでした。よってお尋ねしたいんですが、今回旧真玉地域、香々地地域の簡易水道の料金を豊後高田市内統一しようということで、実質値上げになるわけなんですけれども、給水量との関係がありますが、平均したら1世帯当たりどれぐらいの値上げになるのか。そういう審議がされたのか。それから市営住宅の関係で、簡易水道とは別にボーリングで給水施設で水道を利用している方々の料金もこれを統一するというで値上げになるんですけれども、同じ入居をしたときには、こういう水道料金ということで入居をしていながら、今回合併したことによって、入居の途中で水道料金が上がるということで、かなり不満の声も私聞いておりますけれども、この市営住宅の関係でも平均したら1世帯当たりどれぐらいの水道料金の値上げになるかと。それについて、そういうような審議がされたのかどうか、あるいは住民の立場に立って、この今回水道料金が値上げされることにおいて、それはちょっと困るというような意見などは出されなかったかどうかお尋ねをいたします。

以上です。

○議長(村上和人君) 産業建設委員長中山田健晴君。

○産業建設委員長(中山田健晴君) ただ今の質問にお答えします。

慎重に審議をされたかということでございますが、審議はされました。ただ、そういった意見は出ませんでした。先程の結果の報告のとおりでございます。

○議長(村上和人君) 20番大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) 私が具体的にお尋ねした、そういう意見は出なかったということはわかりました。そのほかに、それではいまの社会文教委員長の報告では、火葬場の指定管理者を選定する議案については相当意見が述べられて詳しい説明がありましたけれども、この産業建設委員長の58号、59号

については、具体的内容は一言もなかったんですよ。なら私が聞いた値上げ幅が平均1世帯当たりどれぐらいになるかという意見は出なかったというのはわかりました。あるいはそれでは反対という意見もなかったか、それもないということがわかりましたが、じゃあ具体的にどのような意見が出たのか、それを市民の前に明らかにしてもらえませんか。質疑や意見の内容について明らかにしてください。

○議長（村上和人君） 産業建設委員長中山田健晴君。

○産業建設委員長（中山田健晴君） お答えいたします。

本委員会に付託された案件について、審査あるべきものについての質疑については、先程申したとおり審査結果の報告のとおりであります。ただ、そのほか関連質問については、さまざまございましたけど、私ははっきり記憶しておりませんので、それはちゃんと話をして慎重に審議をしてみたいです。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 20番大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 私は長年議員をしておりますけれども、委員会の審議で関連質問と聞こえたんですけど、そういうことばを聞いたことがないんですけども、具体的に58号議案では関連質問とかいうのはどういうことなんですか。59号について関連質問ってどういうことなんですかね。関連質問なんかないでしょう、委員会質疑については、委員長は、皆さんこの議案について質疑やご意見ございませんかという問いををすると思うんです。それに対して、どういう質疑やご意見があったんですかということをお尋ねしたんです。関連とかないでしょう。

○議長（村上和人君） 産業建設委員長中山田健晴君。

○産業建設委員長（中山田健晴君） お答えします。

関連質問じゃないです。関連する質疑がございましたということです。ただそれが今度の審査結果に必要なかどうかということは、私が考えて、委員長報告の中で、それは委員長報告としてしなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（村上和人君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和人君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

20番大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。私は、第58号、59号議案について反対討論をいたします。

この二つの議案は、旧真玉地域と香々地地域の簡易水道の使用料金並びに市営住宅のボーリングをしております給水施設の使用料金を豊後高田市内統一しようということで改定をする二つの議案であります。いずれも旧真玉、香々地地域の関係者においては、水道料金が値上げされる、負担増になる議案でありまして、私は同意できず、この二つの議案に反対をいたします。議員の皆さんのご賛同を要請し、討論を終わります。

以上であります。

○議長（村上和人君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和人君） これにて討論を終結いたします。

ただ今から採決に入ります。

おはかりいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で反対のありました第58号議案及び第59号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和人君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で反対のありました第58号議案及び第59号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第58号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第58号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上和人君） 起立多数であります。

よって、第58号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第59号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

9月16日

第59号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(村上和人君) 起立多数であります。

よって、第59号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長(村上和人君) 日程第3、第63号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第63号議案は、人権擁護委員の推薦についてでございます。本年12月31日をもって任期が満了する2名の人権擁護委員に、門岡富枝氏、南松よおこ氏を推薦することについて、意見を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和人君) おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。

よって、第63号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) 共産党の大石であります。私は第63号議案について市長にお尋ねをいたします。

経歴書で皆さんおわかりのように、今回、門岡富枝さん、南松よおこさんの二人が提案されましたが、南松さんの場合は、2年間、市の会計課長を務められてまして立派な方でした。もう一人の門岡さんのほうは係長で終わっています。しかし、東都甲出身ということもあって、早々こういう要職に就いたということで、その時いろんな意見が出されました。市長にお尋ねしたいのは、門岡さんのほうは20年の3月に退職。南松さんのほうは18年の3月末退職だったと思います。それが何で前課長を2年間務めて、市民の皆さんからも職員の皆さんからも立派な方だと評価された方が、いまになって選ばれるの

か、なぜ先に選ぶことができなかったかな。門岡さんよりも先に選ぶべきではなかったと思うんですけども、遅れたのはなぜなのか、市民の前にわかるように説明してください。

○議長(村上和人君) 市参事兼総務課長栗原茂彦君。

○市参事兼総務課長(栗原茂彦君) 当初、門岡氏を選任するときも人選としてあがりましてけれども、その折、体調等の状況によりまして、今回の推薦となったところでございます。

以上でございます。

○議長(村上和人君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

第63号議案を被推薦人ごとに採決いたします。

本家中、門岡富枝氏を人権擁護委員の推薦に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。

よって、門岡富枝氏を人権擁護委員の推薦に同意することに決しました。

本家中、南松よおこ氏を人権擁護委員の推薦に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。

よって、南松よおこ氏を人権擁護委員の推薦に同意することに決しました。

○議長(村上和人君) 日程第4、意見書案第3号から意見書案第5号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番近藤紀男君。

○2番(近藤紀男君) 意見書提案理由のご説明を申し上げます。

まず、意見書案第3号「東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成26年度までの全線開通を求める意見書」について、提案理由の説明を申し上げます。

東九州自動車道は、沿線にある福岡、大分、宮崎及び鹿児島4県の910万住民にとって、災害時や

救急医療に不可欠な「命の道」、農林水産業の市場拡大や企業誘致、観光振興を促進する「活力の道」、そして、通勤・通学や買い物など、暮らしに必要な「生活の道」として最低限必要な社会基盤であり、その早期完成は沿岸住民の悲願となっています。

九州経済産業局等の試算では、東九州自動車道の未供用区間の整備により、全産業の合計で約3兆900,000億円の生産額が増加するとされており、大分県にとっても、県北部の「カーアイランド九州」や県南部の「東九州メディカルバレー」等の構想実現に欠かすことのできないものとなっています。

さらに、東南海、南海地震が発生した場合には甚大な被害が懸念される東九州地域にとって、東九州自動車道は、大津波の影響を受けない基幹ネットワークとして、その整備が急務となっています。

こうした中、本年3月に九州新幹線鹿児島ルートが全線開通したことで、すでに九州縦貫道全線開通している西九州地域との東西格差はますます拡大しています。

つきましては、東九州自動車道北九州～大分～宮崎間全線を、平成26年度までに開通させるため、下記の5項目について、国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要望します。

以上、本意見書案について、ご協賛くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、意見書案第4号であります。「地方財政の充実・強化を求める意見書」について、提案理由の説明を申し上げます。

東日本大震災によって、東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受けました。今後は、自治体を中心となった復興が求められます。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。2011年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2012年度予算においても、震災対策費を確保しつつ、2011年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

つきましては、2012年度の地方財政予算全体

の安定確保に向けて、下記の3項目について、国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要望します。

以上、本意見書案について、ご協賛くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和人君） 3番成重博文君。

○3番（成重博文君） おはようございます。

意見書案第5号「漁船用軽油にかかる軽油引取税の免除等に関する意見書」について、提案理由の説明を申し上げます。

昨今の漁業をとりまく状況は、水産資源の低迷や構造的な魚価の低迷が進行していることに加え、原油価格の変動や資材価格の上昇により漁業経営に大きな影響を与えるなど極めて厳しい状況が続いている。とりわけ漁業においては、生産コストに占める燃油のウェイトが極めて大きく、かねてから燃油高騰が続いており、ここ数年で急速に疲弊した状況にある。さらに東日本大震災による原発事故に伴う風評被害にも見舞われており、漁業経営はより深刻の度合いを深めている。

よって、消費者に対する水産物の安定供給を図るとともに、この前提となる漁業者の経営安定を維持するために、漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税をはじめとする下記の3項目の燃油税制にかかる措置の実現を図るよう国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要望します。

以上、本意見書案について、御協賛くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和人君） おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和人君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号から意見書案第5号までについては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和人君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

9月16日

○議長（村上和人君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより意見書案第3号から意見書案第5号までを一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和人君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号から意見書案第5号までについては、原案のとおり可決されました。

○議長（村上和人君） 日程第5、議員派遣の件についてを議題といたします。

おはかりいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおりに派遣することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和人君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおりに派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任願います。

○議長（村上和人君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成23年第3回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 村上和人

豊後高田市議会議員 中山田健晴

〃 河野徳久